

# 創業・経営承継支援融資

## ＜ 経営承継支援 ＞

◆ 経営承継をされた中小企業者の方を支援するための制度を実施しておりますので、ご利用ください。

融資対象となる方	経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	
	中小企業者（会社）	中小企業者（個人）
（参考） 認定要件	<p>代表者の死亡又は退任に起因する経営承継に伴い、次のいずれかの事由が生じていることについて、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者（会社）</p> <p>①事業用資産等（相続により分散したもの等）を取得する必要があること</p> <p>②議決権株式（相続により分散したもの等）を取得する必要があること</p> <p>③代表者の死亡又は退任後3ヶ月間における売上高等が、前年同期の80%以下に減少することが見込まれる（している）こと</p> <p>④仕入先（仕入総額の20%以上を占める先に限る）との取引条件について不利益となる設定又は変更が行われたこと</p> <p>⑤取引先金融機関（借入金額の割合が20%以上を占めるものに限る）との取引に係る支障が生じたこと</p> <p>⑥その他諸費用が生じたこと</p>	<p>先代経営者の死亡又は事業譲渡に起因する経営承継に伴い、次のいずれかの事由が生じていることについて、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者（個人）</p> <p>①事業用資産等（相続により分散したもの等）を取得する必要があること</p> <p>②事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること</p> <p>③先代経営者の死亡又は事業譲渡後3ヶ月間における売上高等が、前年同期の80%以下に減少することが見込まれる（している）こと</p> <p>④仕入先（同左）との取引条件について不利益となる設定又は変更が行われたこと</p> <p>⑤取引先金融機関（同左）との取引に係る支障が生じたこと</p> <p>⑥次に掲げるいずれかを内容とする判決の確定、和解、審判の確定、調停の成立があったこと</p> <p>ア) 事業用資産等をもってする分割に代えて他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割</p> <p>イ) 事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償</p> <p>⑦その他諸費用が生じたこと</p>
資金使途	◆事業用資産の取得資金、議決権株式の取得資金等 （認定を受けた事由に係る資金に限る。）	
融資限度額	◆有担保で2億円、無担保で8,000万円 ※一般保証とは別枠での利用が可能（ただし、保証協会の経営承継関連特別保証利用可能額の範囲内）	
融資期間等	◆運転資金・設備資金 10年以内 <原則として均等月賦返済、必要に応じ1年以内の据置可>	
融資利率	◆年1.9%（固定金利）	
担保・保証人	◆保証協会の保証が必要 <原則法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要> ◆いきいき割引（注）の場合 保証料率年0.2%引下げ	
受付機関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、            京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、            近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱東京UFJ銀行、商工中金         </div>	

（注）商工会・商工会議所・地域ビジネスサポートセンター及び京都市中小企業支援センターの経営指導を継続的に受け、経営体質の強化を図る方に対する保証料率を優遇する制度

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

## 経済産業大臣の認定申請について

- ◆ 申請書提出先：近畿経済産業局産業部中小企業課  
〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 TEL：06-6966-6023
  - ・ 持参又は郵送等にて提出してください。
  - ・ 申請書様式は下記URLから電子媒体で入手することができます。  
<http://www.meti.go.jp/application/ONESTOP/e-Gov-URL-Link.html#a128>
- ◆ お近くの各商工会・商工会議所、「経営承継相談デスク」でも支援しています。ぜひ御相談ください。  
「経営承継相談デスク」(京都商工会議所 TEL 075-212-6470)

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（H20.10.1施行）関連		
項目	経産大臣認定等の要件(概略・抜粋) ※非営業	支援措置等(概略)
金融支援 (経産大臣認定)	○経営承継した後継者において、事業用資産等を取得する必要があることなど	①中小企業信用保険法の特例(別枠化) ②日本政策金融公庫等による代表者個人融資
民法特例 (自社株贈与に係る 遺留分の特例)  (経産大臣認定 家裁許可)	○経営承継した後継者(推定相続人)に対し、先代経営者が自社株式等を生前贈与し、当該後継者が自社株式等の過半数を保有すること ○そのことについて、推定相続人全員で合意すること ※後継者が単独で、経産大臣の確認と家庭裁判所の許可をとる(通常の遺留分放棄は当事者全員が個別に申立てを行う)	(H21.3.1施行) ①生前贈与株式を遺留分の対象から除外 →相続に伴う株式分散を防止 ②生前贈与株式の評価額を予め固定 →株式価値上昇分を遺留分減殺請求対象外とし経営意欲向上
事業承継税制 (自社株相続・贈与)  (経産大臣認定)	○承継の計画的取組(後継者確定、株式承継等)について、相続前に経済産業大臣の確認を受けること ○先代経営者と同族関係者で過半数の株式を保有し、先代経営者が同族内で筆頭株主であること ○後継者は、親族で5年以上事業継続(相続株式保有、雇用8割維持等)	①自社株式の相続・遺贈に係る相続税の80%納税猶予(従前は10%減額、対象を中小企業に拡大)(H20.10.1遡及適用) ②それに先立ち行われる自社株式の一括贈与に係る贈与税の納税猶予(H21.4.1以降適用)

## 京 都 府 中 小 企 業 経 営 承 継 支 援 事 業

### 1 趣 旨

経営者の高齢化、企業数の減少など地域経済の活力低下が懸念される中、中小企業円滑な経営承継を支援するとともに、商店街の空き店舗対策等を推進し、京都経済の活力向上を図る。

### 2 支援内容

#### (1) 中小企業経営承継支援事業

京都商工会議所に経営承継相談デスクを設置し、中小企業の魅力づくり、後継者育成等を支援

#### (2) 商店街空き店舗・経営承継支援事業

##### ① 「商店街」知恵の経営支援事業

モデル商店街を選出し、今後の経営承継の方向など活性化に向けた戦略づくりを支援

##### ② きょうと元気な地域づくり応援ファンド(商店街活性化重点支援枠)

商店街の空き店舗等を活用した創業・経営革新事業を重点的に支援

#### (3) 創業・経営承継支援融資〔府・京都市協調〕

